

第三国定住による難民の受入れ事業の対象の拡大等に係る検討会（第4回）

議事概要

日時：平成31年1月11日（金）9:30～11:30

場所：法務省地下1階大会議室

出席者：別紙のとおり

1. 議事

(1) ヒアリング

受入れ人数の拡大と支援方法について（受入れ許容人数、受入れ回数、支援方法等について）（アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）、国際移住機関（IOM）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR））

(2) 議論

2. 配布資料

資料1 第三国定住における受入れの現状に関する資料（抜粋）追記版

資料2 IOM資料

3. 議事内容

○UNHCRから、受入れ人数の拡大と支援方法について、概要次のとおりヒアリング

- ・昨年12月に採択された難民グローバル・コンパクトにも、第三国定住や補完的受入れの拡大が掲げられ、UNHCRとしては各国と連携しながら進めていきたい
- ・単身者と家族世帯の割合、支援体制の在り方については、第三国定住を希望する難民、また来日する難民の個々のニーズを見て考慮すべき

・難民の受入れが複数回に分散する場合、手続き完了から出国までの待機期間に、婚姻関係あるいは家族の関係で変化が出ることも予想されるが、その点も事前に加味して、ある程度柔軟な対応を可能とすることが重要。マレーシア事務所を例に考えると、手続き後の待機期間が6カ月以内であれば、年1回の面接で、2回の出国とすることは対応可能

○IOMから、受入れ人数の拡大と支援方法について、概要次のとおりヒアリング

- ・アジアの庇護国からの第三国定住支援を担っている。今後の第三国定住のニーズは、タイ、マレーシアでは、ミャンマー以外の難民、例えばシリア、パキスタン出身の難民が考えられる。インドネシア、パキスタン、インド、スリランカ等が受け入れ枠を必要とする庇護国となると理解している
- ・第三国定住支援として健康診断のほかに、文化研修も担当しているが、他国のプラクティスとして、出身国別、言語別でクラス分けを行っている例などがある
- ・第三国定住事業は難民が安全で秩序ある尊厳を保った移住を行う上で重要であると認識。特に医療の必要な人や保護者のいない子供に対してより注意を払うべき

○RHQから、受入れ人数の拡大と支援方法について、概要次のとおりヒアリング

- ・受入れ人数について、研修施設のキャパシティの関係から、30名程度を2回、年間60名程度が限界。入国直後から半年間は集中的なトレーニングを行うため、さらに分散させることは困難
- ・2回に分ける場合、従前のおり9月に入国して4月から地方定住するというグループに加え、4月から受け入れて10月から地方定住するというグループが考えられる。グループごとの定住先は1か所とするのが、手厚い支援という観点から望ましい
- ・定住支援の終期、通常の支援への移行について、これまでの経験からは最初の2～3年は手厚い支援、その後2～3年は徐々に通常支援に移行する形で、5年程度が目安。ただし、地方定住である呉のケースをよく見ながら検討する必要がある
- ・これまでの経験から、一度地方に定住した後、難民たちの個々の希望で首都圏へ移住するケースも出ている。単身者は家族世帯よりもモビリティが高いため、当初の定住先から首都圏等への移住の可能性は認識しておくべき

○本検討会構成員・オブザーバーから、概要次のとおり発言があった

- ・受入れ人数について、難民グローバル・コンパクト等を意識すると、100名程度を上限とすることを目標に掲げることが必要。当面は、現行の施設等のキャパシティから現実可能性のある人数を受け入れることが適当
- ・定住支援の在り方について、半日研修、半日就労という組み合わせで徐々に自立度を高めるやり方や、最初から地方へ展開すること、地方への展開時期を柔軟に運用することについて検討すべき。また、定住先地域において従前RHQが担ってきた支援業務を誰が担うかについても柔軟に検討すべき
- ・受入れ地域でノウハウが蓄積されるために、1年で終わらずに、できれば同じ地域で複数年度受け入れていただくことも検討すべき

第4回検討会（2019・1・11）出席者

座長 杉山内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

副座長 杉浦外務省総合外交政策局人権人道課長

構成員 藤原警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長補佐（※代理）

（関係省庁） 佐藤警察庁警備局外事情報部外事課第四係長（※代理）

風早総務省自治行政局地域政策課国際室長

磯部法務省入国管理局総務課難民認定室長

川崎財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

寺島文部科学省大臣官房国際課国際戦略企画室長（※代理）

高橋文化庁国語課長

古館厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

井上農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ長

船橋経済産業省通商政策局国際経済課長補佐（※代理）

鈴木国土交通省総合政策局政策課企画官（※代理）

安齋海上保安庁警備救難部国際刑事課国際犯罪捜査第二係長（※代理）

（有識者） 中井 伊都子 甲南大学副学長
明石 純一 筑波大学大学院人文社会科学研究科准教授
石川 美絵子 社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事
可部 州彦 特定非営利活動法人難民支援協会定住支援部
就労コーディネーター（明治学院大学教養教育センター
一附属研究所研究員）

オブザーバー

UNHCR国連難民高等弁務官事務所

副代表（法務担当） 川内敏月

法務部法務アソシエイト 宮澤哲

IOM国際移住機関駐日事務所 プログラムマネージャー 清谷典子

RHQアジア福祉教育財団難民事業本部 難民事業本部長 杵渕正巳